

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6年 4月 10日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 株式会社カンプロ

住所 兵庫県西宮市津門飯田町3-26

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク
代表取締役 山本 晋平

電話番号 0798-68-6032

FAX番号 0798-68-6053

メールアドレス kkaspin@kks-p.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	✓
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 4 月 10 日

届出者

氏名又は名称 株式会社カンプロ
住 所 兵庫県西宮市津門飯田町3-26
代表者 氏名 代表取締役 山本 晋平

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ カンプロ 株式会社カンプロ		
住 所	兵庫県西宮市津門飯田町3-26		
フリガナ 代表者の氏名	ヤマモト シンペイ 代表取締役 山本 晋平		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表の変更	代表取締役 永井 和彦(辞任)	代表取締役 山本 晋平(就任)	令和6年3月28日
役員の変更	代表取締役 永井 和彦(辞任) 取締役 永井 美帆(辞任)	代表取締役 山本 晋平(就任)	令和6年3月28日 令和6年3月28日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6年 4月 10日

申請者

氏名又は名称 株式会社カンプロ

住 所 兵庫県西宮市津門飯田町3-26

代表者 氏名 代表取締役 山本 晋平

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

兵庫県西宮市津門飯田町3番26号
株式会社カンプロ

会社法人等番号	1400-01-032918	
商 号	株式会社関西環境設備プロジェクト	
	株式会社カンプロ	平成24年 7月17日変更
		平成24年 7月18日登記
本 店	神戸市灘区弓木町五丁目1番170号	平成22年11月18日移転
		平成22年11月19日登記
	兵庫県西宮市津門飯田町3番26号	平成24年 7月17日移転
		平成24年 7月18日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和59年2月1日	
目 的	1 冷暖房、給排水設備工事の請負 2 給排水、空設配管のパイプライニング（内部樹脂吹付） 3 建物の維持、管理 4 電気設備工事の請負 5 建築工事業 6 大工工事業 7 とび・大工工事業 8 鉄筋工事業 9 塗装工事業 10 防水工事業 11 内装仕上工事業 12 管工事業 13 消防施設工事業 14 産業廃棄物収集運搬業 15 古物売買業 16 金属くず売買業 17 不動産の売買、管理、賃貸 18 断熱材の製造、販売、卸売り業 19 上記各号に附帯関連する一切の業務	令和 2年10月12日変更 令和 2年10月12日登記
発行可能株式総数	100万株	平成23年 1月21日変更 平成23年 2月 1日登記

兵庫県西宮市津門飯田町3番26号
株式会社カンプロ

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5万株	平成30年 9月 7日変更 ----- 平成30年 9月10日登記
資本金の額	金5000万円	平成30年 9月 7日変更 ----- 平成30年 9月10日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならぬ。	
役員に関する事項	取締役 <u>宮川元宏</u>	平成22年10月 1日就任 ----- 平成22年10月 7日登記
	取締役 <u>宮川元宏</u>	令和 1年 5月31日重任 ----- 令和 4年 6月24日登記 ----- 令和 4年12月27日辞任 ----- 令和 4年12月27日登記
	取締役 <u>増田敬太郎</u>	平成22年10月 1日就任 ----- 平成22年10月 7日登記
	取締役 <u>増田敬太郎</u>	令和 1年 5月31日重任 ----- 令和 4年 6月24日登記
	取締役 <u>宮川まどか</u>	平成23年 3月10日就任 ----- 平成23年 3月23日登記
	取締役 <u>宮川まどか</u>	令和 1年 5月31日重任 ----- 令和 4年 6月24日登記 ----- 令和 4年 3月31日辞任 ----- 令和 4年 6月24日登記

	<u>取締役</u> <u>磯村幹夫</u>	平成23年 3月10日就任 平成23年 6月23日登記
	<u>取締役</u> <u>磯村幹夫</u>	令和1年 5月31日重任 令和4年 6月24日登記
	<u>取締役</u> <u>瀬崎英仁</u>	令和5年 4月10日辞任 令和5年 4月10日登記
	<u>取締役</u> <u>瀬崎英仁</u>	平成25年 7月1日就任 平成25年 7月2日登記
	<u>取締役</u> <u>瀬崎英仁</u>	令和1年 5月31日重任 令和4年 6月24日登記
	<u>取締役</u> <u>永井和彦</u>	令和4年12月27日就任 令和4年12月27日登記
	<u>取締役</u> <u>永井和彦</u>	令和6年 3月28日辞任 令和6年 3月28日登記
	<u>取締役</u> <u>永井美帆</u>	令和5年 4月10日就任 令和5年 4月10日登記
	<u>取締役</u> <u>永井美帆</u>	令和6年 3月28日辞任 令和6年 3月28日登記
	<u>取締役</u> <u>山本晋平</u>	令和6年 3月28日就任 令和6年 3月28日登記
	<u>兵庫県西宮市上甲子園五丁目1番16号</u> <u>代表取締役</u> <u>宮川元宏</u>	平成22年10月 1日就任 平成22年10月 7日登記
	<u>兵庫県西宮市上甲子園五丁目1番16号</u> <u>代表取締役</u> <u>宮川元宏</u>	令和1年 5月31日重任 令和4年 6月24日登記
	<u>兵庫県西宮市上甲子園五丁目1番16号</u> <u>代表取締役</u> <u>宮川元宏</u>	令和4年12月27日辞任 令和4年12月27日登記

兵庫県西宮市津門飯田町3番26号
株式会社カンプロ

	兵庫県西宮市甲子園口北町27番19-301号 代表取締役 永井和彦	令和4年12月27日就任 令和4年12月27日登記
	兵庫県西宮市青木町7番23号カーサアイリス 201号 代表取締役 山本晋平	令和6年3月28日辞任 令和6年3月28日登記
	監査役 磯村幹夫	令和5年4月10日就任 令和5年4月10日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	令和5年4月10日設定 令和5年4月10日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 令和5年4月10日設定	令和5年4月10日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 令和5年4月10日設定	令和5年4月10日登記
登記記録に関する事項	平成22年6月1日有限会社関西環境設備プロジェクトを商号変更し、移行したことにより設立	平成22年6月1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(神戸地方法務局管轄)

令和6年4月3日

神戸地方法務局西宮支局

登記官

廣 勉



定 款

株式会社カンプロ

第1章 総則

【商号】

第1条 当会社は、商号を株式会社カンプロと称する。

【目的】

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 冷暖房、給排水設備工事の請負
- 2 給排水、空設配管のパイプライニング（内部樹脂吹付）
- 3 建物の維持、管理
- 4 電気設備工事の請負
- 5 建築工事業
- 6 大工工事業
- 7 とび・土工工事業
- 8 鉄筋工事業
- 9 塗装工事業
- 10 防水工事業
- 11 内装仕上工事業
- 12 管工事業
- 13 消防施設工事業
- 14 産業廃棄物収集運搬業
- 15 古物売買業
- 16 金属くず売買業
- 17 不動産の売買、管理、賃貸
- 18 断熱材の製造、販売、卸売業
- 19 上記各号に附帯関連する一切の業務

【本店】

第3条 当会社の本店を兵庫県西宮市に置く。

【公告方法】

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

【機関】

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

【発行可能株式総数】

第6条 当会社の発行可能株式総数は、100万株とする。

【株券の不発行】

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

【株式の譲渡等の制限】

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

【株主名簿記載事項の記載又は記録の請求】

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名捺印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

【質権の登録及び信託財産の表示】

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

【手数料】

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

【株主の住所等の届出】

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

【基準日】

- 第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

【株主総会決議事項】

- 第14条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議することができる。

【招 集】

- 第15条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

【招集手続】

- 第16条 株主総会を招集するには、株主総会の日の3日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

【招集権者及び議長】

- 第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が招集し、その議長となる。

【決議の方法】

- 第18条 株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

【株主総会の決議等の省略】

- 第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る）の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。
- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

【議決権の代理行使】

- 第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

【株主総会議事録】

- 第21条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長、議事録の作成にかかる職務を行った取締役及び出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

【員数等】

- 第22条 当会社の取締役は、3名以上とする。

【選任方法】

- 第23条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

【任期】

- 第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任す

る取締役の任期の満了すべき時までとする。

【代表取締役及び役付取締役】

- 第25条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。
- 2 取締役会は、取締役の中から取締役社長1名を定め、必要に応じ、取締役の中から取締役会長並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

【取締役会の招集及び議長】

- 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、代表取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めたところに従い、他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役に対して招集通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

【決議の方法】

- 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【議事録】

- 第28条 取締役会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとし、これに議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名をする。

【取締役の報酬等】

- 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

【取締役会の決議の省略】

第30条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、会社法第370条に定める要件を充たしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

第5章 監査役

【監査役の員数】

第31条 当会社の監査役は1名以上とする。

【選解任の方法】

第32条 監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行わなければならない。

2 監査役を解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

【監査役の任期】

第33条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

【監査範囲の限定】

第34条 当会社は、会社法第381条第1項の規定にかかわらず、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する。

【監査役の報酬等】

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

【事業年度】

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【剰余金の配当等】

- 第37条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。
- 2 当会社は、前項に定める場合のほか、当会社は基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

【剰余金の配当の除斥期間】

- 第38条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

本書は原本と相違ないことを証明いたします。

令和 6年 4月 1日

株式会社カンプロ

代表取締役 山本 晋平

